

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会
(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)
令和4年1月13日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越 (受) 第 2100295 号
厚生局事案番号 : 関東信越 (厚) 第 2100064 号

第 1 結論

請求者の A 社における平成 17 年 7 月 29 日、平成 18 年 7 月 21 日及び同年 12 月 20 日の標準賞与額をそれぞれ 10 万円に訂正することが必要である。

平成 17 年 7 月 29 日、平成 18 年 7 月 21 日及び同年 12 月 20 日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成 17 年 7 月 29 日、平成 18 年 7 月 21 日及び同年 12 月 20 日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成 17 年 7 月
② 平成 18 年 7 月
③ 平成 18 年 12 月

年金事務所からの連絡により、A 社における請求期間①、②及び③に係る賞与の記録がないことを知った。当該期間において、同社から賞与が支給され、その賞与から厚生年金保険料が控除されていたと思うので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

請求者から提出された預金通帳の写し並びに A 社における他の厚生年金保険被保険者が保有している賞与明細書（請求期間①及び②は給与支払明細書（夏季賞与）、請求期間③は賞与支給明細書）及び預金通帳により、請求者は、平成 17 年 7 月 29 日、平成 18 年 7 月 21 日及び同年 12 月 20 日に、同社から賞与の支給を受け、当該賞与から厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低

い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の平成17年7月29日、平成18年7月21日及び同年12月20日に係る標準賞与額については、上記資料により推認できる賞与額からそれぞれ10万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについて、事業主は、請求者の平成17年7月29日、平成18年7月21日及び同年12月20日に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（当時）に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かは、いずれも不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。